

令和2年度 第3回

茨 木 市 都 市 計 画 審 議 会  
— 会 議 録 —

会 議 録

(敬称略)

会議の名称	令和2年度第3回茨木市都市計画審議会
開催日時	令和3年2月24日(水) 9時30分開会・11時15分閉会
開催場所	茨木市役所南館8階中会議室
会 長	澤木 昌典
出席者	<p>[ 委 員 ]</p> <p>澤木 昌典、秋山 孝正、吉田 友彦、 神吉 紀世子、栗尾 尚孝</p> <p style="text-align: right;">&lt;以上学識経験者&gt;</p> <p>河本 光宏、福丸 孝之、朝田 充、上田 光夫、萩原 佳 青木 順子、安孫子 浩子、桂 睦子、松本 泰典、大野 幾子</p> <p style="text-align: right;">&lt;以上市議会推薦&gt;</p> <p>山内 一浩 藤本 直樹、平田 幸子</p> <p style="text-align: right;">&lt;以上関係行政機関の職員&gt; &lt;以上市民&gt;</p> <p style="text-align: right;">(以上、計18名)</p>
欠 席 者	鈴木 依子、富田 陽子
事務局	福岡市長、井上副市長、河井副市長、岸田都市整備部長、 福井都市整備部次長兼都市政策課長、杉浦都市政策課計画係長
議題(案件)	<p>1 審議 (市決定案件) 議第134号 北部大阪都市計画地区計画の決定</p> <p>2 都市計画審議会における口頭意見陳述等について (1) 都市計画審議会における口頭意見陳述について (2) 請願書への対応について</p>
傍 聴	8名

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○杉浦係長	ただ今から令和2年度第3回茨木市都市計画審議会を開会する。 開会にあたり、福岡市長からあいさつを申し上げる。
○福岡市長	(あいさつ)
○杉浦係長	感染症予防の対応についてご説明申し上げます。 各委員においては、審議会中はマスクの着用をお願いします。また、席の間隔をあける、出入り口に消毒用アルコールを設置する、窓を開けて換気を行うなどの対応を行っている。
○杉浦係長	本日の出席状況について報告する。 委員総数20名のところ、出席者は17名(最終的な出席者は18名)であり、茨木市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、会議は成立している。 なお、鈴木委員、冨田委員からは、欠席の連絡を、福丸委員からは、遅参の連絡をいただいている。 また、本日は7名(最終的な傍聴者は8名)の方が傍聴されている。
○杉浦係長	このたび、市議会における役員改選に伴い、市議会から推薦いただいた委員の方々が交代されているので、この機会に委員の皆さまを紹介させていただく。  (委員を順次紹介)  それでは、茨木市都市計画審議会条例第7条第1項の規定により、以後、本審議会の運営を澤木会長をお願いします。
○澤木会長	本日は、審議案件が1件あり、彩都あさぎ六丁目地区における地区計画の決定に関する案件が付議されている。 次に、前回の審議会での議論となった案件が2件ある。 1件目は、都市計画審議会における口頭意見陳述についてである。都市計画審議会の運営に関する事項として、口頭意見陳述という手続きを実施するかどうか、また実施する場合の基準等を決定しようとするものである。 2件目は、請願書への対応についてである。昨年11月に都市計画審議会会長宛てに提出された請願書への対応について決定しようとするものである。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○澤木会長	<p>感染症予防の対応について、冒頭、事務局から説明があったが、できる限り短時間で議論が尽くされるよう、議事運営への協力をよろしく願います。</p> <p><b>審議 議第 134 号 北部大阪都市計画地区計画の決定（茨木市決定） 彩都あさぎ六丁目地区</b></p>
○澤木会長	<p>まず、彩都あさぎ六丁目地区における地区計画に関する案件について、議第 134 号が付議されている。それでは、事務局からの説明を求める。</p>
○福井次長	<p>(説明)</p>
○澤木会長	<p>事務局からの説明は以上である。何か意見や質問はあるか。</p>
○朝田委員	<p>5 点、お聞きしたい。</p> <p>1 点目、当該地の所有者はどうなっているか。大学は土地を売却し、所有者が変更になった後に、データセンター等の建設がなされるという理解でよいか。</p> <p>2 点目、彩都地区に関連した事業だが、これまで北部地域整備対策特別委員会などで説明されたことがある案件か。</p> <p>3 点目、支障のない範囲で、どのような建築物になるのか示してほしい。</p> <p>4 点目、緩衝緑地帯について、地区の西側に住宅地が広がっていることを踏まえ、住環境への配慮という観点から、緑地帯を広く確保するなどの配慮をしていただけたらと思う。</p> <p>5 点目、意見書の建築物の高さに関する部分に関連して、彩都ライフサイエンスパークでは 22 m を超える高さの建築物が存在するという説明があったが、最も高い建築物は何 m か示してほしい。</p>
○福井次長	<p>順次お答えする。</p> <p>1 点目について、現在は大学が所有者となっており、今後、所有権が移転されることになるかと聞いている。</p> <p>2 点目について、本案件については、北部地域整備対策特別委員会での説明は行っていない。</p> <p>3 点目について、データセンター及びライフサイエンス系のインキュベーション施設が建設される予定であるが、都市計画決定後の開発協議の中で、具体的な内容が定まってくるものと考えている。なお、造成工事の計画については、すでに関係部署との協議が始められている。</p> <p>4 点目について、資料 1 の 12 ページをご覧くださいと分かるように、</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○朝田委員	<p>西側の住宅地に配慮し、現況の緑地を緩衝緑地帯として保全していこうとするものである。</p> <p>5点目について、22mを超える建築物は、彩都ライフサイエンスパーク内に数棟存在しており、最も高い建築物は43mである。なお、用途はデータセンターである。</p> <p>4点目について、意見書を見るに、地元の方々も反対ということではないようだが、住宅地に隣接しているということから、住環境への配慮は最大限行ってもらいたい。</p> <p>5点目について、高さに関して、彩都ライフサイエンスパークで43mの建築物がある中で、彩都あさぎ六丁目地区では、住環境への配慮の観点から31mに制限しているということで、一定の対応はなされているものと理解はする。しかし、グレードの高いまちをつくるということで導入した高度地区制度であるが、近年制限が緩やかになってしまっていないだろうか。</p> <p>これらは意見として申し上げる。</p>
○桂委員	<p>2点、確認したい。</p> <p>1点目、土砂災害特別警戒区域の解除見込みについてだが、フローとして、造成工事後に大阪府の確認が行われ、指定解除されるという理解でよいか。</p> <p>2点目、当該地は市街化調整区域かと思うが、市街化区域編入の予定はあるのか。</p>
○福井次長	<p>順次お答えする。</p> <p>1点目について、開発協議において、造成計画が土砂災害特別警戒区域の解除基準を満たしたものであることが確認され、その造成計画に沿った工事が行われたことが確認された後に、解除手続が進められるとのことである。</p> <p>2点目について、当該地は市街化調整区域である。そこで今回のような土地利用を誘導するにあたっては、地区計画を活用する方法のほか、市街化区域編入を行うという方法もあるが、編入は5年に1度を基本として大阪府で決定されており、タイミングが合致しなかったことから、地区計画を活用する方法をとっているものである。</p> <p>なお、当該地は市街化区域編入のための要件も満たしていると考えている。将来的な市街化区域編入について、当該地の開発状況なども踏まえながら、大阪府と調整し、検討していきたい。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○藤本委員	上位計画との整合に関する説明があり、ライフサイエンスや情報通信系の土地利用誘導を図りたいという考えは分かった。具体的に立地するのはデータセンター及びインキュベーション施設とのことだが、この施設用途をどのように捉えられているか、説明をお願いしたい。
○福井次長	<p>当該地は、これまで様々な開発の検討があり、彩都西部地区のまちづくりとの整合という観点から協議を進めてきた。</p> <p>データセンターについては、情報通信系の施設であることに加え、立地により他の企業の集積にも資するものであり、また周辺環境への負荷も比較的小さいと思われる。また、インキュベーション施設については、ライフサイエンス系の施設として、彩都ライフサイエンスパークとの連携の視点から提案を受けたものである。</p> <p>本市として、地区計画の活用によって、これら両施設の立地誘導を図ることは、彩都西部地区のまちづくりに合致するものと考えている。</p>
○神吉委員	意見書の中で、緑地が荒れているからきれいにしてほしいという意見が寄せられているが、航空写真をみると、地区計画区域と住宅地に挟まれて、細長い土地が存在しているように見える。この土地は区域外であり、地区計画による対応はできないということは、誤解のないように周辺住民に周知いただいたほうがよいと思う。
○福井次長	<p>地区計画区域と住宅地の間に、細長い土地が存在しているのは、委員ご指摘の通りであるが、ここは里道・緑道として市が管理している土地である。</p> <p>当面現況が変わることはないため、緑地保全という観点からの問題はないものと考えている。</p>
○澤木会長	<p>他に何か意見や質問はあるか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
○澤木会長	<p>無いようなので、質疑を打ち切る。都市計画案に対する異議の表明はなかったため、表決へ入る。</p> <p>都市計画の案のとおり承認することに異議はないか。</p> <p>(異議なし)</p>
○澤木会長	それでは、議第 134 号は都市計画の案のとおり承認する。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p><b>都市計画審議会における口頭意見陳述等について</b></p> <p><b>1 都市計画審議会における口頭意見陳述</b></p>
○澤木会長	<p>次に、都市計画審議会における口頭意見陳述等についてである。具体的には、2点について、本審議会で議論を行う。</p> <p><b>1点目は、都市計画審議会における口頭意見陳述について</b></p> <p>これは、都市計画審議会の運営に関する事項として、まず口頭意見陳述という手続きを実施するかどうか、また実施する場合の基準等について決定しようとするものである。</p> <p><b>2点目は、請願書への対応について</b></p> <p>昨年11月に都市計画審議会会長宛てに提出された請願書への対応について決定しようとするものである。</p>
○澤木会長	<p>なお、本案件は、市長より本審議会に付議されているものではなく、昨年11月の審議会において、どのような対応をすべきか議論になったことから、私と事務局で調整を行い、本日一定の案をお示しするものである。</p> <p>2点について、一括して、事務局から説明いただく。</p>
○福井次長	(説明)
○澤木会長	事務局からの説明は以上である。何か意見や質問はあるか。
○朝田委員	<p>まず口頭意見陳述を実施するかどうかについては、私は実施すべきと考えている。それを前提に、実施要領について4点お聞きする。</p> <p>1点目、実施要領第3の意見陳述を申し出できる者の範囲に関して、請願書の提出者はどのように取り扱われるか。仮に対象外ということになると、請願法に基づく請願への対応として疑問である。</p> <p>2点目、実施要領第5(2)の1人あたりの実施時間について、5分間以内は短すぎるのではないか。議会の請願手続きの場合、1人あたり10分間以内としている。議会並みの水準にしていきたい。</p> <p>3点目、実施要領第5(3)について、非公開とするのはいかなるものかと思う。原則公開にすべきであり、特段の事情があれば非公開とすればいいのではないか。</p> <p>4点目、実施要領第5(5)について、質疑の時間は設けないとのことだが、議会では質疑の時間を設けている。この点も議会並みの水準にしていきたい。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○福井次長	<p>実施要領案を提案した事務局として、考え方をご説明したい。</p> <p>1点目について、請願者は対象外となる。</p> <p>都市計画審議会は、都市計画案を調査審議する役割を担うものであるから、口頭意見陳述は調査審議の一環として実施する手続きとして、その内容は都市計画案に関する事項に限定する必要があると考えている。そのため、都市計画法に基づく意見書制度を補足・補完する手続きとして捉え、対象を意見書提出者に限定することとしている。</p> <p>なお、請願法に基づく請願については、前回審議会でもご説明したとおり、その内容が官公署に伝わることで目的が達せられると解されていることから、口頭意見陳述の対象にならなかったとしても、法律上の問題は生じないものと考えている。</p> <p>2点目について、審議会は、案件数及び内容にもよるが、開催時間を1時間から2時間程度としている。</p> <p>事務局からの説明時間を除くと、1件あたりの審議時間は30分程度になってこようかと思うが、この限られた時間内で、口頭意見陳述にあまりに多くの時間を割くことは適切ではないという考えから、5分間以内としている。なお、口頭意見陳述を実施されている他団体の状況を確認したが、調べた範囲内では、全ての団体が5分間以内と設定されていた。こうした他団体の例も参考にしている。</p> <p>3点目について、陳述予定の内容は、申出書により事前確認させていただくことになるが、実際に陳述される内容に、個人情報や特定人の権利・利益を害する内容が含まれる可能性を排除しきれないため、非公開としている。</p> <p>ただし、口頭意見陳述はあくまでも調査審議の一環として実施するものであるため、事後的に個人情報等を除外したうえで、会議録への記録・公開は行ってまいりたい。</p> <p>4点目について、本手続きは意見書制度を補足・補完する手続きとして、法が求める手続きに付加して実施するものであり、限られた審議時間内で、それをさらに補足する質疑までは不要ではないかと考えている。</p>
○朝田委員	<p>1点目について、請願法に基づく請願の位置づけについては事務局からの説明の通りであるが、「誠実に処理」とされている法の趣旨を踏まえ、請願者にも認めてはどうかと考える。</p> <p>4点目について、調査審議の場であるにもかかわらず、補足質疑は不要であるというのは、いかがなものかと思う。</p> <p>これらは意見として申し上げる。</p>
○澤木会長	<p>「審議会から」と「陳述者から」の質問、それぞれをどうするのか明確</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>にしていきたい。</p> <p>実施要領は、陳述者からの質問が行われることで、意見書の補足説明の範囲を超えてしまうことを危惧し、行わないこととしているものと理解している。</p> <p>審議会からの質問については、調査審議上、必要になることも出てくるかもしれない。</p>
○青木委員	<p>実施要領第3において、「直接影響を受ける住民等」が申し出ることができるかとされている。</p> <p>例えば阪急茨木市駅西口の再開発に関して言うと、風害や日照などの影響にとどまらず、商業的な影響を含めて、さまざまな影響が広範囲に及ぶことが考えられる。</p> <p>以上を踏まえて、「直接影響」の定義をどう考えるか。</p>
○福井次長	<p>「直接影響」は、「当該都市計画の区域内又は隣接・近接に、自身の財産や生活の本拠を置いている」住民等を対象にする考えである。</p> <p>提出された意見書の全てについて、審議会に対して要旨報告等をしていることを踏まえ、意見書提出者すべてを対象にするのではなく、当該都市計画を定めることで影響が大きいと考えられる方を対象にするということである。</p>
○青木委員	<p>その判断は会長がされるということか。</p>
○福井次長	<p>事務局が会長と相談し、判断することを想定している。</p>
○上田委員	<p>事務局と会長で「直接影響」に該当するかの判断をされた結果として、対象外とされた方がいた場合、そのことは本審議会にご報告いただけるのか。</p>
○福井次長	<p>事務局が会長と相談して判断するとは申し上げたが、判断が難しい場合は、そこで対象外と決めてしまわずに審議会にご報告し、審議会の場で判断をお願いする運用になるだろうと考えている。</p>
○澤木会長	<p>実施要領第6の「会長が審議会に諮って定める」際に、「直接影響」に該当しているかを含めてお諮りすることになると考えている。</p>
○平田委員	<p>阪急茨木市駅西口の再開発の案件に関しては、周辺の方だけが対象になるということだろうか。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>駅というのは、市民全員が使う場所である。にもかかわらず、周辺の方以外には意見を聴かなくてもよい、知らせなくてもよいという判断で、事業を決定していくのは間違いだと思う。</p>
○澤木会長	<p>再開発事業の進め方に関する意見も含まれた発言であったが、平田委員は、本件についてはどのような立場か。</p>
○平田委員	<p>口頭意見陳述を実施すべきだと考える。</p>
○桂委員	<p>他の都道府県、市町村では、都市計画審議会において、口頭意見陳述を実施しないという結論を出されている例もあるようだが、国の都市計画運用指針で、都市計画決定にあたって公聴会や説明会などの、住民意見を反映させる措置が示されていることも踏まえて、本市独自の手続きとして、法にはない口頭意見陳述を実施していくべきだと考えている。</p> <p>その具体的運用を図っていくベースには、まず都市計画法があつて、意見書制度を補足する手続きという整理でよいと理解する。</p> <p>以上を前提にお聞きしたい。土地区画整理法において口頭意見陳述に関する規定があると聞いている。今回、実施要領を定めることは、そうした法所定の手続きを含めたルール作りをすることになるのか。</p>
○福井次長	<p>土地区画整理法には口頭意見陳述に関する規定がある。</p> <p>具体的には、公共団体施行の土地区画整理事業において、知事が事業計画の認可をする際に、利害関係人から意見書の提出があつた場合、その採否について都市計画審議会に付議することとなっている。そして、その審議手続きは、行政不服審査法の諸規定を準用するとされていることから、口頭による意見陳述が実施されることになる。</p> <p>今回定める口頭意見陳述に関する実施要領を、そうした法所定の手続きも含めた一般ルールとするかは、各地方公共団体の判断になろうかと思う。</p>
○桂委員	<p>今回、実施要領を定めたとしても、土地区画整理法に基づく口頭意見陳述を実施する場合には、別の実施規定が定められる可能性があるという理解でよいか。</p>
○福井次長	<p>今回の口頭意見陳述は、都市計画決定・変更という都市計画手続きにおける実施要領である。土地区画整理事業の事業認可にあたっての手続きは、別途定めることが基本であると考えている。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○桂委員	<p>気になるのは、やはり「直接影響」の範囲についてである。</p> <p>この点、茨木市の開発指導要綱施行基準に、事業の説明をすべき「近隣住民」と「周辺住民」の範囲を明確に定義されている。こうした規定を準用するなどして、範囲を明確にしておく、審議会として判断しやすくなるのではないかと思う。</p>
○澤木会長	<p>開発指導要綱施行基準の内容はどのようなものか。</p>
○福井次長	<p>例えば中高層建築物の場合、建築物の高さや冬至日の日影の影響により、計画の説明義務がある住民の範囲を定義づけている。</p>
○平田委員	<p>そうすると、阪急茨木市駅西口の再開発の案件の場合、東口の住民は対象にならないのではないか。東口の住民への説明が不十分であり、そちらからも反対意見が出ていると聞いている。</p> <p>そもそも、駅は多くの方に利用されているものである。事故等があった場合、大変なことになると思う。</p>
○福井次長	<p>現在の審議会の論点は、口頭意見陳述の対象をどうするかということにあると認識している。</p> <p>再開発事業の進め方に関する意見をいただいたのだと思うが、私は、委員からの質問を受けて、開発指導要綱施行基準の内容をご説明したものである。</p>
○神吉委員	<p>「直接影響」の定義についてだが、今回の口頭意見陳述は、都市計画決定にあたっての手続きとして位置付けるが、将来的に、都市計画マスタープランを含めた様々な案件について実施する可能性があるものだと思う。</p> <p>そのため、定義を明確に決めすぎずに、解釈の余地を残しておいたほうがよいのではないかと思う。手間が増えるかもしれないが、事案に応じた定義の考え方を審議会ですべて積み重ねることで、ゆるやかに範囲を決めていければと思う。</p> <p>話がそれるが、個人的には、都市計画マスタープランに対して、パブリックコメントにとどまらず、口頭で意見を述べたいという市民が出てきてほしいと考えている。</p>
○桂委員	<p>開発指導要綱施行基準の準用に関する意見を申し上げたが、本日決定しようとしている実施要領への書き込みまでを求めるものではない。</p> <p>他団体の状況を見ると、都市計画決定手続きについて要綱化、条例化されている事例がある。私たちの都市計画審議会の運営のあり方について</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○澤木会長	<p>は、今後も委員間で継続的に議論できればと考えており、そうした積み重ねの中で、例えば定義などを明確にすべきところはしていきながら、必要に応じて要綱や条例への位置づけなども検討できるとよいと考える。</p> <p>ここまでの議論について、途中経過をまとめたい。</p> <p>実施要領第3の、口頭意見陳述を申し出ることができる「直接影響を受ける住民等」の解釈については、開発指導要綱施行基準における定義を参考にしながら、具体的な該当性については、個別に審議会で判断していきたい。</p> <p>実施時間については、1人あたり5分間以内が短いという意見がある。他の委員から特段の意見がないならば、たとえば「原則5分間以内」とする案もあろうかと思う。</p> <p>また、審議会からの質疑については、必要とする意見が出ている。</p>
○福井次長	<p>事務局として、質疑の有無に関して意見を申し上げる。</p> <p>最終的には審議会で判断されるものだが、円滑な議事運営という観点から配慮いただきたいと考えている。そのうえで、都市計画案の調査審議上、確認しておかなければならない場合に限り質問をする、というように理解すべきものかと思う。</p>
○青木委員	<p>時間制限の「原則」という文言については、内容によってどれだけの時間が必要かの具体的判断は困難であり、必要ないと考える。5分間という時間の中で、陳述されたい内容を整理いただければよいのかと思う。</p> <p>質疑について、審議会から陳述者に対して、陳述内容の確認を行うということであればいいかと思うが、それを超えて、追加の質問や対話を行うことについては懐疑的である。意見として申し上げる。</p>
○岸田部長	<p>再度、事務局として意見を申し上げる。</p> <p>青木委員の意見のように、新たな論点を追加するような質問ではなく、陳述内容の疑問点を「確認」する趣旨でのやりとりならば、していただいて問題ないものと思われる。</p>
○桂委員	<p>再度確認したい。</p> <p>質疑は「審議会から」の質問か「陳述者から」の質問か、明確にしておきたい。</p> <p>私は、陳述者からの質問は不要だと考えるが、審議会からの質問は、必要に応じてあってもよいと考える。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○澤木会長	<p>実施要領第5(5)の趣旨は、陳述者からの質問は行わないというものと理解している。</p> <p>趣旨を明確化するため、この規定は削除したうえで、必要に応じて、審議会から陳述者に対し、陳述内容の疑問点の確認を行う場合もあるという運用にしてはどうかと考える。</p> <p>ほかに何か意見や質問はあるか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
○澤木会長	<p>それでは、本日の議論のまとめを行う。</p> <p>実施要領第3については、原案のとおりとする。</p> <p>「直接影響」の定義は、開発指導要綱施行基準における定義を参考にしながら、具体的な該当性を個別に審議会で判断する。その判断の積み重ねにより、将来的な定義の明確化について検討していきたい。</p> <p>次に、実施要領第5(2)については、原案のとおりとする。</p> <p>最後に、実施要領第5(5)については、この規定は削除する。</p> <p>なお、陳述者から審議会に対する質問は行わないこととし、審議会から陳述者に対する、陳述内容の疑問点の確認という趣旨での質問については、必要に応じて行うこととする。</p> <p>以上の内容で、口頭意見陳述実施要領を定めてもよろしいか。</p> <p>(異議なし)</p>
○澤木会長	<p>それでは、そのようにしたい。</p> <p><b>都市計画審議会における口頭意見陳述等について</b>  <b>2 請願書への対応について</b></p>
○澤木会長	<p>次に、請願書への対応についてである。</p> <p>請願書の内容が前回の審議会に資料として提示されたことで、請願の目的は達せられたものと解され、法令上、回答する義務があるものではないが、前回の議論を踏まえ、回答文案のとおり回答してはどうかと考えている。この点について、何かご意見があればお願いします。</p>
○朝田委員	<p>基本的にはこの内容でよいと考える。</p> <p>ただし、請願項目は2件あるが、回答文案ではそのうちの2件目に対する回答がない。本日、都市計画審議会として口頭意見陳述という手続きを</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>実施することを決定した旨を盛り込んでもらいたい。</p> <p>審議会は市長の諮問に応じて調査審議する機関であるが、調査審議には審議会の独自性が発揮されてもよいと考えている。そういうことも視野に入れた回答になればよりよいと思うが、これは意見として申し上げる。</p> <p>最後に事務局への要望を申し上げる。先日、追加で署名の提出があったと説明があったが、口頭での報告にとどめるのではなく、住民から提出された書類を資料として提示してほしい。</p>
○桂委員	<p>回答については、この内容でよいと思う。</p> <p>なお、本日の審議会の議題ではないが、阪急茨木市駅西口の再開発について、昨年 11 月の審議会における議論を踏まえて、今後どのように進められていくのか、この機会に見通しをお示しいただきたい。</p>
○岸田部長	<p>昨年 11 月の審議会でもいただいた様々なご意見を踏まえて、現在、再整理を行っている。</p> <p>令和 3 年度の第 1 回目の審議会でも、いただいたご意見に対する市の考え方をお示しし、第 2 回目で、超高層建築物に関する基本的な方針に基づき、事業者から提案された超高層建築物建築物に関してご意見を伺い、第 3 回目で都市計画案の審議をいただくようなスケジュールを考えている。</p>
○澤木会長	<p>ほかに何か意見や質問はあるか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
○澤木会長	<p>それでは、本日の議論を踏まえて、回答文案に、令和 3 年 2 月 24 日の審議会において口頭意見陳述を実施することを決定した旨を追記しようかと思うが、よろしいか。</p> <p>(異議なし)</p>
○澤木会長	<p>それではそのようにしたい。</p> <p>回答文は私と事務局で調整のうえ作成し、請願者に対してお返しすることとする。</p>
○澤木会長	<p>今後も同様の請願書や要望書などが提出されることも想定される場所であるが、今回は、口頭意見陳述の申し出を伴う形で請願がなされたこともあり、回答文を送付するという一定の対応を行うものと捉えている。</p> <p>本日、口頭意見陳述というかたちで、本審議会が市民の意見を直接聴く</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>場合のルールを定めたわけである。</p> <p>都市計画審議会は、公平で、客観的かつ専門的見地から都市計画に関して審議する機関であることも踏まえ、今後は、個別の請願書や要望書等について、本審議会で取り扱い、議論することは控えたいと考えている。</p> <p>そうしたことを念頭において、本審議会を運営していきたいと考えているので、ご理解・ご協力をお願いします。</p>
○澤木会長	<p>さて、本日の予定案件はすべて終了した。議事運営にご協力頂き感謝する。以上で、令和2年度第3回茨木市都市計画審議会を閉会する。事務局から連絡事項があればお願いします。</p>
○杉浦係長	<p>委員の皆様には、活発な議論をいただき感謝する。</p> <p>今年度の都市計画審議会は、本日をもって全ての予定案件をご審議いただいた。</p> <p>なお、今年度をもって、神吉委員と市民委員の藤本委員が退任される。代表して、長年お務めいただいた神吉委員より、ごあいさついただく。</p>
○神吉委員	<p>(あいさつ)</p>
○杉浦係長	<p>最後に、福岡市長よりあいさつ申し上げる。</p>
○福岡市長	<p>(あいさつ)</p>
	<p>(11時15分閉会)</p>